

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ 部単位の忘年会

Q : 当社では、毎年使用人を慰安することを目的として、会社主催の忘年会を行っていましたが、今年は、部単位で行いました。

この場合、会社が負担した忘年会の費用を、レクリエーション行事として福利厚生費で処理してもよいのでしょうか。

A : 忘年会が全ての部で行うものであり、負担する金額がおおむね一律で通常行われる範囲のものであれば、福利厚生費として取り扱われます。

【解説】

社員を慰労するための忘年会や新年会等は一般に広く行われている行事であると認められます。また、業務に関連したもので、恣意性はないと認められますので、給与にはなりませんし、通常要すると認められる金額であれば、福利厚生費に該当し交際費には含まれません。

従業員を対象とするレクリエーションは、会社の規模によって必ずしも同一の時期、方法で行われるとは限りません。各部ごとの慰労会もその部に属する全従業員を対象にしたものであれば、福利厚生費となります。ただし、一部の部のみの費用を負担した場合には、交際費等となりますので注意してください。

なお、レクリエーション行事を部単位で行うこととしている場合には、その行事の実施状況を明らかにし、各部に支給された金銭が社内行事の費用に充てられたものであることを証する資料を保存しておきましょう。

